

表5

法令に基づく水質検査

水質検査表(1) 水質基準

区分	番号	場所	項目	基準値	原則	検査回数の減	省略の可否				
							過去の検査結果が基準の2分の1を超えた事がないこと				
健康に関する項目	病原微生物	1	一般細菌	100	月1回	省略不可	不	可			
		2	大腸菌	不検出							
	金属類	3	● カドミウム及びその化合物	0.003					(ア) 原水並びに水源及びその周辺状況		
		4	● 水銀及びその化合物	0.0005						(ア) 及び水道施設基準の技術的基準を定める省令の使用状況	
		5	● セレン及びその化合物	0.01							
		6	● 鉛及びその化合物	0.01							
		7	● ヒ素及びその化合物	0.01							
		8	● 六価クロム化合物	0.02							
		9	● 亜硝酸態窒素	0.04							
		11	● 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10							
	12	● フッ素及びその化合物	0.8								
	無機物	13	● ホウ素及びその化合物	1					(ア) 及び水道施設基準の技術的基準を定める省令の使用状況		
		14	● 四塩化炭素	0.002							
		15	● 1,4-ジオキサン	0.05							
		16	● シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04							
		17	● ジクロロメタン	0.02							
		18	● テトラクロロエチレン	0.01							
		19	● トリクロロエチレン	0.01							
		20	● ベンゼン	0.01							
		有機物	10	シアン化物イオン及び塩化シアン						0.01	一定の要件を満たす場合には、年1回以上又は3年に1回以上に検査頻度を減らすことが可能。 ※1
			21	塩素酸						0.6	
	22		クロロ酢酸	0.02							
	23		クロロホルム	0.06							
	24		ジクロロ酢酸	0.03							
	25		ジプロモクロロメタン	0.1							
	26		臭素酸	0.01							
	27		総トリハロメタン	0.1							
	28		トリクロロ酢酸	0.03							
	29		プロモジクロロメタン	0.03							
	30		プロモホルム	0.09							
	消毒剤・消毒副生成物	31	ホルムアルデヒド	0.08					3ヶ月に1回以上		
21		塩素酸	0.6								
22		クロロ酢酸	0.02								
23		クロロホルム	0.06								
24		ジクロロ酢酸	0.03								
25		ジプロモクロロメタン	0.1								
26		臭素酸	0.01								
27		総トリハロメタン	0.1								
28		トリクロロ酢酸	0.03								
29		プロモジクロロメタン	0.03								
30		プロモホルム	0.09								
性状に関する項目	金属類	32	亜鉛及びその化合物	1	省略不可	不	可				
		33	アルミニウム及びその化合物	0.2							
		34	鉄及びその化合物	0.3							
		35	銅及びその化合物	1							
		37	マンガン及びその化合物	0.05							
	無機物	36	● ナトリウム及びその化合物	200				一定の要件を満たす場合には、年1回以上又は3年に1回以上に検査頻度を減らすことが可能。 ※1			
		39	● カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300							
		40	● 蒸発残留物	500							
	有機物	41	● 陰イオン界面活性剤	0.2				(ア) 及び水道施設基準の技術的基準(※2)を定める省令の使用状況			
		44	● 非イオン界面活性剤	0.02							
		45	● フェノール類	0.005							
42		ジェオスミン	0.00001								
その他	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	藻類等の発生が少ないものとして検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除き1ヶ月に1回以上とする。							
	38	塩素イオン	200								
	46	有機物(全有機炭素) TOC	3								
	47	pH値	5.8~8.6								
	48	味	異常でないこと								
	49	臭気	異常でないこと								
	50	色度	5								
	51	濁度	2								

- 採水場所は原則給水栓
 ● 送水施設及び配水施設内で、濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合にあっては、給水栓ほか浄水施設又は配水施設のいずれかの場所を採水場所として選定することが出来る。
- ※1 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間において水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合は除く。)過去3年間の検査結果が水質基準の5分の1以下であるときはおおむね3年に1回以上とする。過去3年間における検査結果が10分の1以下であるときはおおむね3年に1回以上とする。
- ※2 平成12年厚生省令第15号)第1条第14号の薬品等及び同条第17号の資材機材の使用状況

水質検査表(2) 1日1回行う水質検査

	1日1回行う検査項目	評価
1	色	異常でないこと
2	濁り	異常でないこと
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/l以上あること